

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年11月25日(火) 13時29分開会 15時29分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 町 長：辻 康裕、総務課長：藤田哲也
企画課長：鈴木 聡、同企画統計係長：青砥大将
- 6 議 件
 - (1) 町長からの申し出事項について
 - ①令和7年第6回臨時会について
 - ②令和7年第7回定例会について
 - ③清水町の認知度等調査結果について
 - ④清水町総合計画後期基本計画(案)について
 - (2) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ①12月定例会議案の審議方法について
 - ②審議日程の見通しについて
 - ③議会活性化について
 - ④「議会報告会と町民との意見交換会」について
 - (3) その他
 - ①今後の予定について
 - ②令和7年人事院勧告に基づく手当の改定について
 - ③令和8年度当初予算要求について
 - ④その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 13:29】

(1) 町長からの申し出事項について

①令和7年第6回臨時会について

山下議長：それでは、皆さんおそろいであるので、本日の全員協議会を開催する。最初に、今回は町長からの申し入れ事項等がある。また、議会運営委員会の報告事項等があるので、最初に町長から挨拶をいただいて、それぞれ説明を受けたいと思う。町長、よろしく願います。

町長(辻 康裕)：皆様、お疲れ様でございます。今日は、第6回臨時会、そして、7回定例会等について説明申し上げます。どうぞ、よろしく願います。

山下議長：では、説明を順次願います。

総務課長(藤田哲也)：総務課長の藤田でございます。本日、西田副町長が甜菜振興の中央陳情で東京に向かっているので、私のほうからご説明をさせていただく。座って説明をさせていただく。まず1点目が、令和7年第6回臨時会についてである。議案書のほうには各議員のお手元のほうにあるかと思うが、11月27日開会を予定している。臨時会については、令和7年人事院勧告に基づく給与改定についての関連の条例として、議案第69号・70号・71号・72号・73号の計5本の条例改正と、各会計の人件費補正予算が主なものとなる。なお、人件費の補正については、人勸に伴う給与改定のほか、育児休業や諸異動に伴う人件費の補正も含むものとなっている。また、一般会計補正予算第8号にあっては、人件費のほかに、9月の定例会で清水大橋の橋脚洗堀に対応する設計委託料を補正していたが、今議会では応急対策工事費を計上している。このほか、老朽化の対応として、日の出団地の火災報知機の更新、清水中学校ボイラー給油ポンプ、体育館ボイラーの更新に係る工事費などを計上している。このほか、報告第5号として、令和7年4月8日発生のスクールバス事故の損害賠償額の決定和解について、50万円以下の賠償として、令和7年10月7日付けで専決処分をしたことの報告を行う。また、議案の第68号では、令和7年9月24日付け、9月20日から21日にかけての降雨・強風被害の復旧費を専決処分したことによる補正予算の承認について、承認を求める議案を提出する。また、いわゆる議決工事として、議案第80号としてアイスアリーナ冷却機更新工事の締結についても議案を提出している。以上が、臨時会の議案内容である。

山下議長：それでは、一度区切って、まず第6回臨時会の提案する部分について、総務課長から今説明があったところである。特に何か確認したい事項等あったら、質問を受けたいと思う。

(「なし」という声あり)

山下議長：それでは第6回臨時会についてはこのような形で議案として扱って参る。

②令和7年第7回定例会について

山下議長：続いて、項目の2つ目、第7回定例会の内容について、説明をお願いします。

総務課長：令和7年第7回町議会定例会は12月5日開会予定である。こちらの議案について、ご説明をする。お手元の議案書の目次の欄になるが、議案第81号、清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正ということである。いわゆるマイナンバー法など国の法令改正に伴って、所要の改正を行うもので、乳幼児医療や重度障害者医療における資格情報などとマイナンバーを紐づけするために必要な規定を設けることが主な改正内容となっている。次に、議案第82号、清水町営育成牧場草地改良施設設置及び牧野管理条例の一部改正についてであるが、本町の使用料等については、国の法令改正等に伴うもののほか、3年ごとに見直し検討をしているところである。このたび令和8年度からの使用料等について検討した結果、牧場使用料について十勝管内の平均額まで引き上げるといふ改正内容を議案として提出しているところである。次に議案の83号・84号・85号・86号・87号については、一般会計のほか、国保会計を除く特別会計と企業会計の補正予算となる。一般会計の補正予算内容についてご説明をするので、議案第83号一般会計補正予算第9号をご覧くださいと思う。一般会計補正予算第9号の設定については、総額から1,774万円を減額し、総額98億6,668万3,000円とするものとなっている。9ページをお開き願う。歳入のほうからご説明をする。16款1項2目、衛生費道負担金252万6,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減額である。2項4目、農林業費道補助金、3節、農業振興費補助金701万5,000円の追加は、環境保全型農業の取り組み面積の増加、並びに、担い手確保経営強化支援事業の補助要望の増に伴う補助金の追加となっている。4節、土地改良事業費補助金2,633万円の減額は、農業水路等長寿命化事業の排水路工事の工事工程の変更に伴い減額をするものである。5節、林業振興費補助金1万7,000円の追加は、緊急銃猟時の補償保険料に対する補助金を追加するものである。18款1項2目、特定寄附金、1節1番、特定寄附金50万円の追加は、高齢者福祉目的としての寄附1件があったことによるものである。3番のまち・ひと・しごと創生寄附金20万円の追加は、企業版ふるさと納税として寄附2件があったものによるものである。10ページに参る。19款1項1目、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の調整額として2,178万4,000円を追加するものである。3目の公共施設建設等基金繰入金40万円の減額は、基金充当事業費の確定による減額である。22款1項1目、衛生債110万円の追加は、十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備に係る起債対象額の増加に伴う追加である。2目、農林漁業債1,870万円の減額は、道補助金でも説明したが、排水路工事工程の変更に伴う減額、並びに、道営畑地帯整備事業の下佐幌15号地区に係る道営事業費の減額によるものである。5目の教育債40万円の減額は、アイスアリーナ照明LED化事業の事業費確定による減額である。11ページからは歳出の補正である。2款1項6目、企画費、7節の報償費については、移住者賃貸住宅家賃奨励金の申請者の増加により20万円の追加である。18節の負担金、補助及び交付金は、地域活性化企業人の受け入れ準備にかかる負担金の追加、並びに、地方バス路線維持費補助金の確定見込みに伴う追加である。2項1目、税務総務費、48万4,000円の減額は、償却資産の配分通知対応システム、これは国のシステムであるけども、稼働が8年度から令和9年度に1年ずれ込んだ。これに伴って、本町の資産税システムの改修についても、本年度の実施予定を次年度にするため減額をするものである。12ページの方に参る。3項1目、戸籍住民基本台帳費6万円の追加は、町民葬儀供花料の不足見込みによる追加である。3款1項3目、老人福祉費756万5,000円の追加は、歳入でご説明した高齢者福祉目的の寄附による積立金、並びに、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の追加である。4目の障害福祉費229万3,000円の追加については、令和元年度から5年度までの自立支援給付費負担金の再確定に伴う返還金である。また、9目、国民年金事務費43万4,000円の追加は、令和7年度税制改正等に対応するためにシステム改修費

を追加するものである。13 ページに参る。2 項 1 目、児童福祉総務費 37 万 6,000 円の追加は、令和 6 年度の子ども子育て支援事業費補助金の実績確定に伴う返還金 13 万 4000 円、並びに令和 5 年度子供のための教育保育給付交付金の再確定に伴う返還金、24 万 2,000 円の追加となっている。4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費 464 万 3,000 円の減額については、後期高齢者医療保険特別会計の補正予算に伴うものである。4 目、水道施設費 9 万 5,000 円の追加については、物価高騰対策生活支援事業として、本年度の水道基本料金を 6 か月間免除する事業を行っているこの事業の事業費確定に伴い水道会計への支出金を 9 万 5,000 円追加するものである。5 目、公衆浴場管理費 38 万 8,000 円の追加は、サーモシャワー故障に伴う修繕料の追加である。14 ページに参る。4 款 2 項 1 目、清掃費。114 万 4,000 円の追加は、十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備についてだが、この工事については物価スライド方式での工事契約となっている。賃金及び物価上昇に伴って、十勝圏複合事務組合に対する分担金が追加ということになり、補正をするものである。6 款 1 項 3 目、農業振興費 738 万 3,000 円の追加は、歳入でも触れたが、環境保全型農業の取り組み面積の増加。並びに、担い手確保経営強化支援事業の補助要望の増に伴う追加である。15 ページに参る。6 目の土地改良事業費 4,506 万 9,000 円の減額は、農業水路等長寿命化事業の排水路工事工程変更に伴う減額、並びに、道営畑地帯整備事業の下佐幌 15 号地区の事業費減に伴う減額である。15 ページの下段、6 款 2 項 1 目の林業振興費、16 ページの 7 款 1 項 1 目、商工振興費については、特定財源のみの補正である。16 ページの下段、8 款 4 項 1 目、都市計画総務費 200 万円の追加は、公設灯の修繕箇所が増加をしており、追加をするものである。17 ページに参る。9 款 1 項 2 目、消防団費 35 万 9,000 円の追加は、消防団車両の修繕箇所の増加による追加である。10 款 1 項 2 目、教育振興費 2 万 9,000 円の追加は、北海道市町村備荒資金組合への償還金額の確定に伴い追加をするものである。4 項 7 目、地域学習施設費 26 万円の減額は、本年度、剣の郷創造館の管理委託を予定していたが、これが見送りをすることで、全額を減額するものである。18 ページに参る。5 項 1 目、保健体育総務費 131 万 1,000 円の追加は、スポーツ大会等出場奨励金の支給対象者の増加見込みにより追加をするものである。2 目、体育施設費 61 万 5,000 円の減額については、それぞれ記載の工事完了に伴う不用額の減額、また、アイスアリーナ製氷車の修繕料及び御影公民館多目的広場の夜間利用の増加に伴う電気料については、追加の補正を行うものである。次に 19 ページに参って、3 目の学校給食管理費である。113 万 7,000 円の追加は、給食食材の高騰による追加である。12 款については公債費であるが、既存の借り入れ起債について 10 年金利見直し方式による元金・利子の変動等があったものである。また、前年度の起債借り入れの利率確定により補正を行うものである。1 目元金で 80 万 2,000 円の減額。1 目利子で 173 万 8,000 円の追加となっている。13 款 1 項 1 目、行政費 648 万 6,000 円の追加は、退職報奨制度に該当する、現在は会計年度職員と申すが、臨時職員 2 名が 7 年度末で退職予定とあることから奨励金を追加するものである。恐れ入る 4 ページにお戻りを願う。4 ページ、第 2 表、債務負担行為の補正である。廃棄物処理業務委託、並びに、清水小学校公務補業務委託については、5 年に 1 度入札を行い業者を選定し、2 年目から 5 年目までは随意契約としているところである。現在の委託については、7 年度末で 5 年を経過することから、令和 8 年度の業務委託について、本年度内に入札執行を要することから債務負担行為を制定するものである。5 ページに参る。第 3 表、地方債の補正である。歳入の 22 款、町債の補正に伴って、過疎対策事業については 1,760 万円を引き下げ、起債発行限度額を 3 億 7,610 万円に変更するものである。また、脱炭素化推進事業については、40 万円を引き下げ、起債発行限度額を 5,270 万円に変更するものとなっている。以上が、一般会計補正予算第 9 号の説明となる。最後に議案の第 88 号である。総合計画に関して基本構想の変更、及び後期基本計画の策定について、議案を提出する。この後、この全員協議会にて企画課のほうから説明をさせていただく。私のほうから説明は以上である。

山下議長：ただいま、第 7 回定例会に提案される議案等について説明があった。また、88 号の

総合計画については後程説明をさせていただく。総合計画を除いて、特に確認する事項、質問等があれば受けたいと思う。

(「なし」という声あり)

山下議長：よろしいか。それではこれについては、本会議で審議をさせていただきたいと思う。

総務課長：申し訳ない。私の方から1点、議案に関することではないが、議員の皆様にお知らせをさせていただく件がある。高橋亮仁氏に対する名誉町民の称号授与式についてである。12月20日(土)14時から文化センター1階の大集会室にて挙行するのでお知らせをする。案内状については現在印刷作業中である。議員の皆様には11月27日の臨時会の際にお渡しをさせていただく予定となっているので、参列方よろしくお願いを申し上げる。以上である。

山下議長：暫時休憩する。

【休憩 13:51(総務課長退席)】

【再開 13:52】

③清水町の認知度等調査結果について

山下議長：再開をする。③番目の認知度等調査結果について説明を求める。

企画課長(鈴木 聡)：私のほうからご説明をさせていただきたいと思う。座って説明のほうを続けさせていただくので、よろしくお願ひする。まず、清水町の認知度調査等に関する調査報告について、ご説明申し上げる。町名変更の可否を判断する資料として実施した認知度等に関する調査報告書がまとまったので、皆様に配付させていただいた。配付させていただいた資料については、調査報告書本体と、その細かなデータ等が記載されたもの、また、自由記入欄に記載していただいたコメントをまとめた資料編をお配りした。また、それと併せて、資料1として、地域懇談会において町民の皆様にお配りして、ご説明する際の資料としているA3判の抜粋したものをお配りしているのでご覧いただければと思う。認知度調査については、全国を対象にインターネットを利用して1,040人の方から回答いただいている。その結果は資料のとおりであるが、本町を目的を持って検索される方については、概ねスムーズに検索されているものの、道外においては、清水町から連想する地域は静岡県が多くなっている。その他、特産品としては、やはり乳製品に興味があるという結果となっている。町名変更については、肯定的な意見が多く見られるが、否定的な意見もあると認識している。今後、今週から行っている地域懇談会での町民の皆様のご意見を伺うとともに、町名変更に絞った住民説明会も必要ではないかと考えている。また、まちづくり基本条例に基づく住民投票も必要だと思っている。最終的には、住民投票の結果など、町民の皆様のご意見を踏まえて、町名の変更の可否を判断し、議員の皆様にお諮りをしたいと思う。具体的なスケジュールの目標としては、令和8年度の早い時期に住民投票及び最終判断を行って、町名変更するならば、令和8年10月施行を目指しているけれども、法令等を精査した上で施行日を今後決定をしていきたいと思っている。雑駁であるけれども、今回行った認知度等に調査に関する報告書のご説明とさせていただく。よろしくお願ひする。

山下議長：只今、清水町の認知度等調査結果が報告されたところである。議案としては特に提案されないので、ここで特に確認したい事項、質疑等あったら受けたいと思う。

田村議員：少し確認だけさせていただきたいのが何点かある。まず、1,040人の回答があったと

ということで、これサンプル数1,040。調査をするときは多分5千とか5万とか、何かここに向けてというそういうのでなくて、どういう手法で、どこかのサイトの中に乗っけてポップアップされるやつをチェックして回答してくれた人が1,040なのかなと思って見ていたが、調査の方法を教えていただけるか。

企画課長：調査の報告については、委託会社のほうからインターネットのアンケートを行っているサイトというか、そういう業者に再委託して、その業者に登録している方を対象に年齢区分ごとの率を決めて、その対象者からの回答を得たという形である。1,000人を目標に回答を得る形で行ったので、結果的に1,040人から回答を得たという形になっている。であるので、例えば5,000人に対して、結果的に1,000人集まったというわけではなくて、1,000人の回答を得るために登録している会員等にアンケートを出して、1,000人を目標に回答を集めたというような形になる。

田村議員：あともう1点、先ほど今後のスケジュールで、令和8年の早くに住民投票をしたいというお話だったが、多分これまで山本議員などが一般質問とかで、住民への説明というのが大事ではないかというところをお話されたのを聞いていて。今回のWeb調査は1,040人で道外が830人と書いてあるので、町外の方向けだった。町内に住んでいる方の意向調査とまでいかななくても、説明会というのは丁寧にやっていただきたいというのが、これまでのお話だったので、そこは住民がやはり愛着を持って清水町という部分に対しての愛着を持っている部分、ここに住んでいるものとしてのアイデンティティーとか絶対あると思うので、その辺を丁寧に対応して進めていっていただい。最終的に住民投票というのは、全然問題ないのかなと思っているので、その過程だけプロセスだけお願いしたいなというところで、お伝えする。

企画課長：ご意見ありがとうございます。我々も丁寧な説明が必要かと思っている。現在、本日から始めている地域懇談会においても、この資料を提示した上で、いろいろなご意見をいただくとともに、年明け1月から2月にかけて、改めて、町名変更に絞った説明会という場を持ちたいと考えている。ただ、回数的には清水市街地、御影市街地のような回数は、2回か3回になるかもしれないがその点はまだこれから少しいろいろ検討したいと思う。改めて説明会を開いた中で、このメリット・デメリット、もしくは町名変更後のブランディング化の考え方であるとか、そういう方針もあわせてご説明した上で、住民投票というものを実施する方向で考えていきたいと思っている。

鈴木議員：事業者のメリット・デメリットというところだが、一般質問をさせていただこうと思っているのでよろしく願います。その上で、また確認をしていきたいとは思いますが、今懇談会等々を開いている、今後は町民のものをやる、例えば、事業者の小規模事業者は大きな影響はないと正直言ったら思うが、ただ、少なからずある。でも、うちは上場企業を2つぐらい抱えていたり、更にはホクレンも含めて、上場企業に関しては印刷の判を変えるだけで数百万かかるという話をもうすでに、来年度、令和8年度の事業計画を更に事業者もやってらっしゃるので、その中で事業者に対する説明会というのを、もしくは聞き取り調査、そんなに何件もあるわけではないから直接言ってお話をしてほしいなど。事業者も相談したいことはたくさんあるというようなお話をしているので、ぜひ、そういう部分の取りこぼしがないようお願いしたいなど。もし必要であれば、情報提供したいと思っているので、よろしく願いたいと思う。

企画課長：今回1番やはり、費用面であるとかコスト面でデメリットが大きく出てくるというのは、事業者が大きいかなと考えているので、事業者への説明というのが必要かと思っている。どのようなタイミングで行うかは少し検討させていただきたいと思うが、住民に加えて事業者への説明というものは考えていきたいと思うし、すべきだと私も思っている。

山本議員：デメリットについてだが、これはどこに確認をしてデメリットはこれだと挙げているのか、根拠みたいなのがあれば知りたい。

企画課長：このデメリットについては、前例のある丹波篠山市の状況に加えて、それぞれの所管する官公庁においてホームページ等において、住所変更になった場合というようなQ&Aが出ている。また、北電だとか、NTT等の電話等もQ&Aという形で出ているものがあるので、そういうものを確認した上でこのデメリットというものを整理させていただいている。

山本議員：すべて確認して問題ない、間違いないというところで確認していただいているということで受け取った。あと、先ほど田村議員からあったが、住民説明会のプロセスについてはどうかということで、説明会は2回か3回かということだったが、今回、町長が今回って説明会なさっていると思うが、その数より少なくなるのはどういった点で決めているのかというのを伺いたい。

企画課長：どうしても、今後、年度末に向けて議会とか予算編成等、行政側のスケジュールもかなり予定されている。また、町長としてのスケジュールもあるので、そういうスケジュール感を考えた際には、この限られた日数になるのではないかと考えている。ただ、これがまだ確定したことではないので今後のスケジュール、町長等のスケジュールを見ながら回数は判断したいと思っている。ただ最低限、やはり清水市街、御影市街のような2回程度は最低限の回数が必要かと考えている。

山本議員：スケジュールがなかなか込み合っているというのは理解したが、大切な決めることなので、行政のこのタイミングがということで、住民の方の考える機会を少なくしてはいけないのではないかと思ったので、その辺も考慮していただきたい。あと、住民説明会もあるということだったが、その説明会に行って資料をいきなりもらっても、その場で考えるというのは難しいので、もっともっと前もって、今までこのような段階で進めてきて、このような状況があって、メリットデメリットというのも目で見れるように、デメリットであれば先ほどお答えいただいたように、省庁のホームページであったり、北電のページで確認しているということも付け加えて、しっかり安心して、メリット・デメリットもしっかり判断できるように、住民の方に情報提供していただくと良いと思うが、その辺についてはどうか。

企画課長：情報提供は必要かと思っているので、今現時点では、広報誌12月号でこの町名変更に関わる資料を取り上げる予定でいる。ページ数的にはまだ2ページ、4ページ程度かもしれないが、まずは、本日お配りした資料を基に、広報誌のほうでまず掲載させていただく。その後、いろいろな形であらゆる手段を用いながら、情報提供はさせていただきたいと思っているので、その説明会だけに問わず、あらゆる場面で行っていききたいと思っている。

中河議員：私も説明会のことについてだが、清水、御影の両地区で2、3回というようなお答えだったと思う。それは来てもらうというのではなくて、私は丁寧な説明というのは、行政区に行って説明するぐらいの、これは大きな問題だと思うので、執行側の忙しさとかそういうのがあるかと思うが、住民に多く納得するように説明してほしいと思うが、行政区のほうに出てくるという考えはないか。

企画課長：スケジュール感もあるが、全くそういうことをしないと決めたわけではないので、今後のスケジュールを見ながらその都度ご相談させていただければなと思っているの

で、ただ、どのような形でできるかは、今後、情報提供の中で皆様と情報共有しながら、そういう場がどの程度できるかは考えていければと思う。

山本議員：今、中河議員が質問していただいたが、私も先ほど質問もしたが、スケジュールを見てという回答を先ほどから鈴木課長がなさっているが、住民の方の視点から、どのような回数がいいかというのをしっかり検討していただきたいなと思っているので、その辺も含めてもう一度よろしくお願いします。

企画課長：今後、町長、副町長を含めてどのような形で説明の場を持ったらいいか、改めて検討させていただければと思う。

山下議長：他にないか。

(「なし」という声あり)

山下議長：なければ、③番目の認知度調査結果についての提案事項については、終了させていただく。

④清水町総合計画後期基本計画（案）について

山下議長：続いて④番目、清水町総合計画後期基本計画について、説明を求める。

企画課長：引き続き、企画課のほうからご説明させていただく。第6期清水町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画案について、ご説明申し上げます。第6期清水町総合計画の基本構想の変更及び後期基本計画策定については、先月に開催された全員協議会において、素案の概要を説明させていただいたところであるが、このたび、パブリックコメントが終了し、提出のあった意見を踏まえ、最終案を求め、11月19日に開催された総合計画審議会において審議され、資料として配付した答申書のとおり答申をいただいているところである。今後12月定例議会において、基本構想の変更もしくは計画策定のご審議をいただく予定であるけれども、パブリックコメントで提出あった意見への検討内容や最終案について改めて説明させていただきたいと思う。なお、本日は前回の全員協議会においてご指摘のあった前期計画に対する総括に関する資料も配付させていただいているので、あわせて概要を説明させていただくのでよろしくお願い申し上げます。では、詳細について担当の係長よりご説明申し上げます。

企画統計係長(青砥大将)：企画統計係長の青砥と申します。私のほうからは、第6期清水町総合計画基本構想の変更、それから後期基本計画の策定の詳細について説明させていただく。座って説明のほうをさせていただくのでよろしくお願いします。本日は、総合計画関係の資料として5つ資料を配付させていただいている。お配りしている資料の資料2から資料6までが該当の資料となっている。要点のみ説明させていただくが、先に1点だけ訂正させていただきたい部分があって、資料5として配付させていただいている基本計画案をご覧ください。ページ数としては34ページの部分となっている。後期基本計画案の34ページ、6編2章の「広報広聴の充実による魅力の発見と情報発信」の部分である。こちらについては、広報広聴の広聴という部分が「公」という字ではなく、広報の「広」の部分、「広」という字の誤りでしたので訂正させていただくようお願いする。本会議でのご提案の際には修正したものでご提案させていただくのでよろしくお願いします。それでは、資料の説明をさせていただくので、まず初めに資料2をご覧ください。第6期清水町総合計画前期基本計画の総括についてである。こちらの資料については、総合計画とそれに紐づく実施計画も含めた中で評価検証の

ために、計画に記載のあるすべての目標値に対して事業の進捗や、今後の課題などを内部的に整理させていただいたものを、今回総括という形で編ごと、章ごとにまとめた資料となっている。各編ごとの総括については、資料に記載のとおりとなっているが、資料内に記載のある評価の部分について、資料1ページ目の中段の右側に記載のあるとおり4段階で評価している。Aと評価しているものは十分成果を上げていると評価しており、具体的には章ごとに複数の目標値を設定しているものが多いが、その目標値すべてが7年度末に達成見込みとなっている章についてはAと評価している。Bの概ね成果を上げていると評価しているものについては、章の中で達成見込みは多いが、達成できない見込みの目標値もあるものをBと評価している。Cの達成に向け努力が必要と評価しているものについては、章の中で達成見込みの目標値もあるが、達成できない見込みの目標値が多い章をCと評価している。Dの全く成果が上がっていないについては、事業の未着手などを想定し設けた項目だったが、今回の総括の中では該当はなかった。このような形で総括、評価した内容を踏まえて、後期基本計画を策定しているため、今回改めて参考資料としてご提出させていただく。続いて、資料3のパブリックコメントの実施結果についてご説明させていただく。今回の資料4、資料5と用意させていただいた基本構想の変更、後期基本計画について10月15日から11月7日までの約3週間の期間でパブリックコメントを実施した。実施結果としては、資料3に記載のとおり4件のご意見をいただいている。資料の見方としては、一番左側に提出方法、その隣が関連する基本計画内の編と章、中段に記載があるが実際にいただいたご意見、一番右側に、いただいたご意見に対する内部での検討結果となっているナンバー1から3までについては資料に記載のとおり、基本計画の修正という形ではなく、基本計画に既に含まれている内容となっているので、検討結果の部分に記載のあるとおり、基本計画を実践していくにあたっての実施計画の中で今後検討して参る。ナンバー4でのご意見については、検討結果にも記載のあるとおり、1編1章に記載させていただいていた「再生可能エネルギーの利用促進」という部分を、「自然環境に配慮した再生可能エネルギーの利用促進」という表現に変更して、利用促進という大前提の部分は変更していないが、必要などころに配慮しながら、利用促進していくという方向に変更している。パブリックコメントの内容の説明としては、以上である。その他の資料4、基本構想の案、それから、資料5の後期基本計画の案については、前回の全員協議会のほうで説明させていただいているので、説明のほうは省略させていただくが、最後に資料の6をご覧ください。こちらの資料6については、10月6日に開催した第2回の総合計画審議会、それから11月19日に開催した第3回の総合計画審議会において、基本構想の変更案と、後期基本計画案についてご審議いただいた内容の答申となっている。詳細については、資料のとおりとなっているのでご確認いただければと思う。説明としては、以上とさせていただきます。

山下議長：只今、④番の、総合計画の後期基本計画案について、担当から説明があったところである。基本構想等については、後期計画については後程また議案で審議するが、ここで確認、質問したい事項あれば受けたいと思う。

山本議員：1点目だが、パブコメの資料3だが、要約したわけではなくて、文のとおり内容としてはメールで来ているのかということを確認したい。

企画統計係長：パブリックコメントの意見については、全くそのまま載せているわけではなく、もう少し長文でいただいていたが、内容を要約した形でこちらに記載している。

山本議員：後々、全文が出てくるのかなと、ホームページで見れるような形で。前は、ほかのパブコメは出てきていたと思うが、今回もそのようになるか伺う。

企画統計係長：パブリックコメントの結果については、そのままという形で載せる予定は今のところございませんが、ほぼそのままの状態の内容を少し見やすくした状態での掲載

を、現在予定しているところである。

山本議員：パブコメの知識がないので、間違っていたら申し訳ないが、パブリックコメントをくださった皆様が、要約されて載るということをわかっているのか。もしかしたら、パブコメをくださった方が、そのとおりに載せてほしい場合もあるかもしれないと思うが、その点はいかがか。

企画統計係長：いただいたご意見については、もちろんいただいた内容についてしっかり検討されて回答が来ているというのがわかるふうな形でお出ししようかとは思っている。その上で、やはり文章の部分であるとかは少し、こちらのほうで、公表するにあたって適切なものに修正させていただいた上での公表を予定しているところである。

山本議員：もし、次、パブリックコメントを募集する場合はそのように要約して載せるという記事をまだしてないのであれば、したほうがいいのかと思ったので、よろしく願いする。あと、基本計画案についてなのだが、これから5年についての計画になると思うので、町長の公約になっていることがここに反映されているのかなと思うが、それが例えば10項目あったので、それがどこの部分に反映されているのかわかりやすい資料などがあれば確認したいので、よろしく願いする。

企画統計係長：只今ご意見をいただいた町長公約のわかりやすい資料ということだが、基本的に町長の公約については、すべてこの基本計画の中にすでに記載はある状況となっている。その中で、その部分だけをまとめた資料というのは今現在では用意していないので、わかりやすくまとめたものを用意させていただこうと思う。

山本議員：分かった。また少し話は変わるが、基本計画案になっていて、数字が変わっていたり文章が消えていたり、訂正している部分が章によっていろいろな箇所にあったが、その数字の根拠を1個ずつ聞くのは申しわけないので、多分その先ほどあった実施計画みたいなのをもとに、この前期の5年も計画やってきて、それで今回違う数字になったり、文章が消えていたりすると思うが、それをもとに次の5年の計画が、この町のこれからは合っているなという判断をしたいなと思うので、数字の根拠になっているような計画案がこうだったので、こうなったからこのようになったみたいなのかわからないと、これがこれから5年の計画としていいのかどうか判断できかねるので、その点をいただけたらと思う。

企画課長：今回の基本計画案のKPIとしての目標数値に関しては、前期の評価を踏まえて決めた数字である。その中の数字においては、前期の当初に立てた目標をクリアしないものを実はそのまま引き継いで後期もその目標にしているという数字もある。その点での数字の根拠は、説明・協議の中での数値になっているので、具体的なものは今持ち合わせてはいないが、ご説明できるような状況にはなっているので、必要であればご説明させていただきたいと思う。基本的には、あくまでも目標数値ということであるので、この10年間の第6期基本構想の中での目標数値として定めた数字でもあるので、それを踏襲している数字もあるということをご理解いただいた上で、必要であれば、ご説明させていただければと思う。

山本議員：たくさん訂正している部分があったので、1個ずつ聞いていくのは難しいのかと思ったので。課を跨っているからという難しさも、もしかしたらあるのかもしれないと思うが、この1点ずつというのは、この場ではなくて、担当課に行って、なぜそうなのかというのを聞いたほうがいいのかということなのか、教えていただければと思う。

企画課長：今回、基本計画は企画のほうで取りまとめた上で作成しているのですが、まずは、企画課のほうで説明させていただければと思っているので、我々のほうで対応させていただきたいと思う。

田村議員：今の山本議員の質問と少し関連しているのだが、これは前回の全員協議会のときに、トップダウンとボトムアップの話をした。基本計画があって、そのあとに実施計画を立てるのか、トップダウンでいくのか。それから、やはり予算執行のときは確実に実施計画があっての予算編成になるので、これが固まっていれば、今度ボトムアップで基本計画ができるということなので、この実施計画が示されることで、今の山本議員の質問とか疑問は解消されるのかなと思うが。前回の全員協議会のときに、実施計画は3月の予算委員会の時に示されるというお話だったので、この辺の時間軸が計画の策定と予算執行の軸が、多少認識がずれる部分があるのかなと思っているので。だけど、基本計画自体の考え方というのは、基本的な計画なので、構想の下にある基本的な計画なので、この進め方というのは別に問題はないと思っている。今回、この資料2と資料3で、前期基本計画の評価と総括があった。あと、パブコメの意見が出されてきたところの、この評価と意見というのは、実施計画に対するものが結構多いのだろうと思う。C評価になっている部分が結構あって、達成に向けて努力が必要と。それに対して総括の中では、細かな部分で改善を図っていくことが必要であると。この改善をすることが必要だというのは、基本計画を改善するのではなくて、実施計画を改善しなかったら、何も改善できないのかなという部分があるので。この辺の実施計画が出るまでは、なかなか深い議論にはならないのかなと思っているので、12月定例会で示される基本計画についての議案よりも、実はその次の3月の予算委員会のときに示される新たな新年度、令和8年度の予算編成のときに、町長のこれまで当選されて、思いややりたい事業というものが財源、あと事業内容も全部詳しく示された実施計画というものがまとめて示されて、予算が組まれていくのだろうと思うので、そのときには、実施計画というものを詳しくお示しいただいて、そこで議論をしていくことになるのだなと私は思っているので、よろしく願いするという気持ちをお伝えして。この考えでよろしいか。

企画課長：やはり、まずはこの基本構想あつての基本計画になるかと思っている。その基本計画を定めた上で、その基本計画に定めた目標に達するために何をやるかということを示していくのが実施計画だと考えているので。今後、実施計画策定を行っていくし、また、町長も就任して本格的な予算編成については令和8年度が本格予算編成になるかと思う。その思いというものも込めながら予算編成になるかと思うので、その予算編成の中の部分で、実施計画と合わせてお示しできるように我々も取り組んでいきたいと思っている。

鈴木議員：確認事項なので、あまり大した確認はしたくないが、今、実施計画という過去にも実施計画というのは、過去の町長2人ぐらい見ているが、いわゆるアクションプラン的なものは何もなかった。来年の予算委員会から、それをいきなり出せと言っても、少し違和感を感じるが、今やると言ったのでぜひやってください。とは言いながら、今いろいろな質問というか確認が出ているが、これ審議会で通っている部分であって、更にパブコメに関しても審議会を通っているのか、審議会でしっかり審査した中で、あと細かい中身がこれが違うのではないかと言ったらこれ何のための審議会だったのかという話にも当然なる。その辺は、十分慎重に我々もやらなくてはならないし、議会では細かい部分は、各課でやらなくてはならないし、その辺は議会として統一したほうがいいと思う。1つ1つやりだしたらきりが無い、正直言えば。やって当たり前なのかもしれないけど、戻すわけにいかない。今の部分については、しっかり理解した上でやっていきたいと思う。その上で、もう1つ私の方から確認したいのだが、SDGsを絡めていろいろ書いているが、今世の中でSDGs離れがすごく進んでい

る、正直言えば。これは、道も国も進めている中で、清水町だけ外れるというわけには当然いけないと思うが、今後未来5年見たときに絶対SDGsという言葉は死語になるなとずっと思っているが。これは仕方なくつけていく、今の道の流れ、国の流れとしてつけざるをえないからこのままやっていくということで私は理解したが、そのような感じでよろしいか。

企画課長：SDGsに関しては、議員がおっしゃるとおりかなと思っている。やはり、国として取り組む開発目標として示しているものがSDGsになっているので、全くそれに関係なしとはならないと考えているので。やはり少しでも、関連づけはしなければならぬのだなと思っている。ただ、現実的にSDGsを達成するために何ができるのかというところは、私たちもすごく苦慮しているところであるので、実際の成果はと問われると、かなり難しい面はあるけれども、やはり流れとしてSDGsというものは少なからずとも関連づけはしなければならぬかと思っている。

鈴木議員：当然消すわけにはいかないが、ただ、もう大手の国際的な日本を基本としている会社等々については、メガバンクを含めていろいろなメーカーはSDGsをもう取り組まないと半分宣言しているところはたくさん出てきた。どんどん増えている状況で、それをした上でやるのかやらないのかは別として、今、国と道が続けている以上はやらざるをえないかなとは思いつつも、基本的に最初に作った段階でSDGsを組み合わせるのはその頃はよかったかもしれないけど、結果的に5年経ってみて、新しいもをやるにも、これもどうかなとうところも正直私の中ではあるが。しかしながら、審議会を含めて、これを答申されてきたものについては、やはり我々も慎重に扱っていかなくてはならないという思いでやりたいと思うので、そのような姿勢で課長よろしいか。

企画課長：はい、よろしくお願い申し上げます。

田村議員：ちょっと私の質疑の中で誤解されていたら困るので明確な名称で言うが、補正予算などでいつも出てくる事務事業シート、あれが総合計画で前後4年間の金額、決算があって今年、来年、再来年というものに書き換えて、表題が変わって、事務事業シートが実施計画、確かそういう取り扱いになっていると思うので。それを計画を策定するとき、事務事業シートイコール実施計画書が束になって、こういうまちを作るとなるのか、基本的な計画をパッと作ってそれに目指して実施計画を作るのかという部分で、多少考え方が違うのだというところをお話したので、多分3月の予算委員会のときには、令和8年度の予算に関する資料、事務事業シートというのが出てくると思うが、これが実施計画ということで私はお話していたので、別なものを作るとかそういうものではないので、お伝えしておく。

企画課長：はい、ありがとうございます。我々もそのような考え方で、事務事業シート、イコール実施計画という形で進めさせていただきたいと思っているので。ただ、補正予算の際の事務事業シートは、実施計画シートの様式を利用して補正予算の説明として作った資料と言う形になっているので。様式は全く一緒で変わらないが、そのような認識で間違っていないかと思っているし、我々もそのような形で準備したいと思っている。ただ、今年度、若干の様式変更を予定しているもので、これまでお示してきた事務事業シートとは若干変わってくる予定でいる。デジタルに対応した様式を今、検討中であるので、その点だけご了承いただければと思う。

山下議長：ほかに質問事項あるか。よろしいか。

(「はい」という声あり)

山下議長：それでは④番について、質疑を終わりたいと思う。町長からの提案事項がすべて終わるが、特に最後であるので、退席前に確認する事項あったら質疑を求めたいと思う。特にないか。

(「なし」という声あり)

山下議長：それでは、町長からの申し入れ事項をすべて終了する。ここで休憩をする。

【休憩 14：33（執行側退席）】

【再開 14：36】

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

① 12月定例会議案の審議方法について

② 審議日程の見通しについて

山下議長：それでは、再開をしたいと思う。次に、議会運営委員会からの報告事項である。12月定例会の議案の審議方法、審議日程の見通しについて説明をお願いします。

議運委員長(橋本晃明)：それでは、議会運営委員会からの報告をさせていただく。まず、12月定例会議案の審議方法であるが、条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審査とする。一般会計以下各会計の補正予算審議は、執行側より急ぎの対応を求められたため、初日12月5日に審議採決をすると。議案第88号、第6期清水町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定についての審議方法については、基本構想は一括して行い、後期基本計画は編ごとに質疑を行い、答弁は企画課長が行う。また、本会議での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定は適用しない。討論、採決は一括で行うと決定をさせてもらった。次に、審議日程の見通しであるけれども、日程は12月5日から16日までの12日間、12月5日(金)は、議会運営委員会委員長報告、補正予算、一般会計以下5会計、議案83号から87号。議会関係の議案では、総務産業・厚生文教常任委員会から所管事務調査の報告と、請願が1件ある。これは所管委員会に付託をする。それから、12月6日から10日は休会で、11日が請願の審査報告1件、今のところ1件。それから一般質問。一般質問は12月11日(木)と12日(金)の2日間を予定している。通告者数によって変更がある場合がある。それから、13日から15日まで休会し、次、12月16日が最終日となる。条例の一部改正が2件、議案の81と82号。それから、その他の議案1件で議案第88号。議会関係は、これは請願が採択された場合は意見書、それから、所管事務調査の申し出、議員の派遣である。最終的には11月28日の議運で確定をする。

山下議長：只今、12月定例会の審議方法日程の見通しについて、議運委員長から報告があった。ここで、特に質問とかあるか。

(「なし」という声あり)

山下議長：なければ、議運委員長の報告のとおり進めるということで、よろしく願いをする。ここで休憩をする。

【休憩 14：41】

【再開 14：47】

③議会活性化について

山下議長：皆さんおそろいなので再開をする。それでは、議会活性化の関係について、議運委員長から報告がある。委員長。

議運委員長：「議会活性化にかかる『中間報告』②」ということで、報告をさせていただきたいと思う。「Ⅰ. 初めに」ということで、令和5年2月27日開催の全員協議会において、現任期において議会運営委員会が中心となり議員定数や報酬を含めた議会改革について協議をしてほしいという意見が出され、議長において、議会運営委員会に対して議論をすることを指示されたところである。議会活性化の議論の進め方であるけれども、議会活性化に向けて研修会及び先進議会の視察研修を実施しながら進めていくこととした。また、別紙一覧表のとおり、ここまでは前回の中間報告をさせていただいているところなので、同じものである。議論をして中間報告を行った。今回の中間報告②の趣旨であるけれども、議員定数・報酬議論については、検討に時間を要することが予想されたため、先に作成したスケジュールを前倒して、令和7年4月以降、定数報酬の検討に集中して議論を重ねてきた。その結果、定数・報酬のあり方について、議会運営委員会として一定の結論を出したので、中間報告をする。なお、定数と報酬は本来切り離して検討すべきという考え方がある一方で、町民理解や財政負担も併せて考える必要もあることから、この点も考慮の上での検討結果となっている。今後のスケジュールを考慮し、議長からの諮問を受けた「議会活性化」のうち一部について、後述のとおり答申をする。次に、「Ⅱ. 検討・協議の経過」であるけれども、議会運営委員会の開催、ここで言っているのは議会活性化に係る議論を行った委員会に限っている。前回行った中間報告後、令和6年度においては12月10日から、1月7日まで3回、それから、令和7年度においては4月11日から11月13日まで合計9回行っている。それから、「定数・報酬（政務活動費を含む）に係る意向調査」を実施して、更にヒアリングも行っている。意向調査票提出が、令和7年5月23日から6月5日まで。意向調査票にかかるヒアリングについては6月12日、17日、18日にそれぞれ4名、4名、5名という形で行っている。研修会への参加については、7月25日に芽室町議会研修会の講演を聞きに行っており、「持続可能な地方議会の覚悟と展望：定数と報酬はどうあるべきか」ということで、講師の大正大学教授の江藤先生ほか、パネルディスカッション等についても聞いてきたところである。参加者は8名であった。全員協議会への経過報告は、9月22日、「定数・報酬」について、議会運営委員会での議論経過を報告している。

次に、「Ⅲ. 報告」であるが、項目ごとの検討経過及び結果（議長からの諮問に対する議会運営委員会の答申へ反映）は、以下のとおりとなっている。「1. 議員報酬」についてであるが、9月17日開催の全員協議会における経過報告であるが、議会運営委員会においては、平成30年4月に議会活性化特別委員会において決定した「清水町議会議員報酬の試算について」を踏襲し、その手法を用いて、直近1年間、これは令和6年であるが、議員活動を調査し試算を行ったものについて報告をした。「別紙1」を参照していただければと思う。その後の協議であるけれども、その後、10月14日、29日、11月13日の3回の議論を行ったのであるが、9月17日の全員協議会での経過報告において、試算に対する意見等はなかったため、議会運営委員会としては報酬増とその金額について異論がないものと判断をした。また、議員報酬については、一般会計に占める割合は1%程度とその割合は多いとは言えないが、議会活動においてそのコストについても考慮する必要があるため、報酬増に伴う歳出の増加について議論を行った。「別紙2」を参照していただきたいと思う。横版になるが、報酬を改定した場合どうなるかということについて、定数削減はない場合と1名減、2名減それぞれについて数字を出している。結論として、議長への答申では、議会運営委員会としての結論は次のとおりである。次期改選時、令和9年1月より議員報酬を次のとおり改正する。議長35万7,000円、副議長28万6,000円、委員長26万2,000円、議員が23万8,000円。括弧で書いてある部分は、増額になる金額である。この理由について、

①番目として、本町の議員報酬は、年収ベース（期末手当を含む）で、十勝管内18町村中、議長が18番目、副議長が17番目、委員長が17番目、委員15番目ということであって、帯広周辺3町を除くと管内最上位の人口を有する町としてはかなり低いレベルにあるということである。「別紙3」を参照していただければと思う。横版で字が小さいが、十勝管内の議員報酬について、まとめたものである。②として、「なり手不足」の解消のためには、新たに議員になる方、特に若い世代が副業を持たずに活動できる報酬が必要であるが、今回の改正により、議員で約395万円となり、令和5年度の国民平均年収の中央値である407万円に近づけることができるという試算である。「別紙4」を見ていただきたいと思う。別紙4には、平均年収と年収の中央値ということを書いてある。平均値ということになると、極端に高い年収の方も計算に入ってしまうが、中央値ということになると一番金額の対象者が多いところという形になる。なお、議員で5万5,000円増額は、率にすると約30%の上昇率となるが、削減前の報酬額は21万1,000円、これは平成14年度であるが、この間の物価上昇は、「別紙5」のIMFの日本の消費者物価指数の推移によると、116%である。これは「別紙5」のグラフに書いてあるものだが、116%と赤い矢印で示した部分が上昇しているということであるが、どちらかというと、平で来て、ぐっと上がった感じはあるが、この間116%上昇しているというグラフである。この上昇率に21万1,000円をかけると、24万4,760円ということになって、本改正案は決して高いものとは言えないということである。③番目、意向調査の中で議員からは1万円から3万円程度の増額という意見もあったけれども、今後の報酬改定に対し、ある程度の期間、再検討の頻度を抑える金額とすることが必要であるという判断からこの金額になっている。後述する定数削減の部分については、この報酬増について町民の理解を得るためにも、説明としては必要になってくる部分もあるのかなというところである。また、特記事項としては、将来的には特別職の報酬が上がった場合、連動して議員報酬の改定を検討する。改定の検討に着手するという考え方を持つ必要があるという部分についても、意見が出されて、確認したところである。

次に、「2. 議員定数」についてである。これについては、まず検討の経過であるが、9月11日開催の全員協議会における経過報告で、先に行った各議員への意向調査結果とそれを踏まえた議運における検討協議について、「議論経過」として報告したところである。その中においては、議員定数を現状維持とするか、削減1名から2名とするかの結論を終えていないため、引き続き議論するとしたところである。「別紙6」を見ていただければと思う。ここに定数・報酬の適正化に係る議論の経過について、流れを書いている。「意向調査結果では現状維持がその時点では多く、維持が7、削減6なので現状維持でいいのではないか」、「意向調査はその時点の意思であり、その後の協議経過等により意見が変わることもある」など多くの意見が出されたが、意向調査は結果の多寡をもって決定することを示した上で行ったものではないということで、近く議会運営委員会の中で結論を出して、全員協議会を示すこととしたところである。経過報告以降の協議であるけれども、経過報告を行った後、10月14日、29日、11月13日の3回の議論を行った。協議においては、定数削減に対するメリット・デメリットについて、以下の視点による議論を交わし、論点整理を行った。「①地域や住民の多様な課題・意見の議会反映の視点」から、定数減によって住民の声を拾いきれなくなるのではないかと、多様な意見反映がされなくなるのではないかと懸念があった。整理としては、町民からの意見聴取（集約）については、個々の議員活動を上げることにより、多様性を満たすことが可能である。議員報酬を一定程度引き上げることにより、その活動を保障することに繋がると整理をしているところである。

「②議会における行政へのチェック機能・政策の質の維持の視点」からであるが、町民要望の多様化への対応が必要ではないかということで、チェック機能を果たすためには、専門分野を持つなど多様な議員が必要であるというご意見があった。これに対しては、監視機能の低下、多角的議論の保持、専門分野の保持については、いずれも議員が個々に研さんすることにより達成されるものであって、議会としては、研修会への参加を促すなどサポートを行うことでそれを補完するものである。また、このこ

とについては、議員となった時点から既に認識されているはずであるということである。「③若者や女性、新人の立候補のしやすさの視点」からは、得票の当選ラインが上がり、若者や女性・新人の立候補の障壁となる恐れがあるのではないかと、組織票を持つ現職や特定の団体に有利になり、新たななり手の参入が難しくなるのではないかと懸念があったが、これについては、定数削減による当選ラインが上がるのは必然であるが、以前とは異なり、組織票や団体支援の持つ力は弱まっているのではないだろうか、SNSなどを使った選挙運動が行われることにより、若者や女性の当選は従来ほどハードルが高くないといえるのではないかとこの懸念に対しては、現行の常任委員会の定数は、委員会での議論が低調である、委員長・副委員長への依存が高いなどの理由から、これは削減できるので6名から5名でも支障がないのではないかとこの考え方もあったが、いずれにしてももっと各議員が積極的に委員会活動に関わるべきではあるが、少数精鋭の形で取り組むことも十分可能であろうという答えになっている。

「⑤議員定数の根拠をどこに求めるかの視点」であるが、人口減に見合った定数にすべきではないか、定数を減らすべきという町民の声がある、報酬の大幅な増額を考えると現状維持では理解が得られないのではないかと。定数を減らすべきという声は議会に対する不信ともいえるが定数削減ではなく活性化や資質向上により理解をするべきではないかということで、これについて、平成19年1月の改選期より、定数が18から13になり、議員1人当たりの人口が587人から813人としたが、現在はまた670人程度となっている、削減時の人口を数に戻すには2名の削減が必要であろうということである。あとは、人口1万人を超える栗山町であるが、定数は11名である。多様な意見の反映や委員会構成などの面について、令和5年の総務産業常任委員会の視察で、聞いて十分にやれているというような回答を得たということがあった。最適な議員数を理論的に決定するのは困難で、議員側の思い、町民側の思いなど様々な考え方があるが、どれも間違いとは言えない中で、定数と報酬の議論を切り離して検討してきたけれど、町民に対する説明、意見交換をする段階においては、同時に説明することになるため、報酬増に対する措置として、定数減を求める可能性はあると考えている。その下、【参考】と書いてあるが、これは、検討の前提条件について下記のとおり整理をした。これは出された意見をそのまま検討したわけであるが、「①議会の役割とは」ということで、主に3つ、1つ目は「町民の代表として町民の声を十分に拾い上げる機能」、2つ目は「執行機関である行政を監視する機能」、3つ目は「議会として課題を発見し課題解決能力、つまり政策提案する機能」ということである。1つ目については、日常の議員活動、本会議・委員会における質問（発言）や議論を通じて発揮されるもの。それから、2つ目はチェック機能であるけれども、同じく本会議・委員会における質問や議論を通じて発揮されるもの。3つ目については、日常の議員活動と本会議での議論を通じて発言することによって発揮されて、日頃の学習や研修などを通じて身につけていくもの。いずれも、議員が個々に研鑽することにより達成されるものであり、議会としては研修会の参加を促すなどのサポートを行っている。

「②議会力の向上・議員の資質の向上策」であるけれども、議会力の向上・議員の資質向上を実現するため、その策を検討する必要があるということについては、これは先ほどのと同じであるが、議員となった時点から既に認識され、皆さんで取り組んでいると考えているところである。「③議員のなり手不足の視点」について、なり手不足の解決は報酬・定数だけで解決しきれものではないが、なり手不足に寄与するかどうかの視点が必要であるということについては、報酬について試算額5万5,000円程度の引き上げで、日本の平均所得の中央値407万円にある程度近づけることができ、若い世代が他の収入に頼らずに議員となることが期待できるということである。それから、「④議会活性化の方向性」であるが、議会の重要性を重視すると、実態ではなく本来の議会の職責を果たすために必要な定数・報酬を議論する考え方になってくるが、地方自治の両輪として首長と議会は重要であって、首長の追認機関と見られない

よう、議場等における活発な議論が必要である。当然だが、住民からそう見られないための議論、提案ということについては、個々の議員の意識の問題もあるだろうと。ページをめくっていただく。「⑤その他（議員活動の見える化など）」であるけれども、議員活動の可視化が重要であり、削減することで議員1人当たりの活動量が増えることで町民に議会の活動を見えやすくなるのではないかということに対して、定数が削減されると必然的に1人の議員が全体に占める割合が増えることで、本会議や委員会における発言・質疑も相対的に増えることになり、外部に対しても見える量が増すのではないか。ただし、積極的に情報を得る住民にとってはあまり変化がないのではないかということで、議員自らが発信することも必要であり、議会全体だけではなくて、個々の議員活動を充実させることも必要であろうということである。結論として、議長への答申については、議会運営委員会として結論は次のとおりとした。次期改選時、令和9年1月より、議員定数を「2名削減」する。この理由について、①であるが、平成17年6月の定数変更以降20年近く定数改正が行われておらず、この間の人口減少により、議員1人当たりの人口は大きく減少した。人口減少が進む中、議員報酬の財政的負担を考慮しながらも、議員一人ひとりの活動を充実させ、議会としての機能を損なうことのない定数として2名の削減が適当である。②、定数削減にかかるメリット・デメリットについて総合的に判断し、2名の削減が適当である。③、一定の議員報酬の総額に対する町民理解や歳出増の抑制を考慮すると2名の削減が適当である。今後のスケジュール等であるけれども、①、今後「町民との意見交換会」において、町民の意見を聴く機会を設け、それを踏まえて最終決定する。②、令和8年3月定例会又は遅くとも6月定例会において、定数条例の改正案を提出する。付記事項としては、定数削減を行った場合、「常任委員会の維持」や「議員から監査委員を出す」ことが困難になることへの懸念に対する協議を行った。「①常任委員会の維持」について、定数を2名削減しても、定員減により対応が可能であると結論をしたところである。「別紙7」を見ていただきたいと思う。ここで定数を2名減とした場合の委員会構成について、委員会ごとの人数であるとか、振り分け条件、これについて検討した。「②広報広聴常任委員の議会運営委員による兼任」をしてはどうかという意見が出されたが、①に関連して、広報広聴常任委員を議会運営委員が兼任して負担軽減してはどうかというが、この結果については、現状の委員会活動を踏まえ行わないことが妥当とするということで、これは「別紙8」を見ていただきたいと思う。広報広聴常任委員会の現在進んでいる方向性としては、議員自ら作成するため、常任委員会化したということであるし、言い換えれば事務局が主に作成している形から脱しようという趣旨であって、委員会としては、それが達成されていないとすれば、もう少し努力が必要なのかなという部分があったのではないかと。議会のルールの説明を182号これも直近の話であるが、「議会ってなあに」というページを設けるなど、新たな取り組みも行われているが、このことは常任委員会化したことが実を結んだものの1つではないかとも言える。しかし、記載にあるような「町民の声の掲載」など、内容充実に向けた取り組みが進んでいるとは言えず、更に改善が必要であるということから、方向性としては、先ほど申し上げたが、議運で兼ねるという方向にはならないだろうということである。「③議選監査委員の不選任」であるが、現在、議選監査委員を慣例により1つの常任委員会に所属するという形になっているが、①との関連により、他の議員と同様に2つの常任委員会の所属が必要になる可能性もあること、それから予算・決算等における質疑等が制限されることは、当該議員にとっては議員活動の妨げになるのではないかという意見も出され、別紙のとおり協議をした。「別紙9」を見ていただきたいと思うが、本町の監査委員についての法令が書かれている。次のページの3ページには、本町の条例と、議選監査委員を置かない上士幌町の条例の比較が載せている。定数削減を行った場合に、執行側に協議を行って、不選任を要請することが望ましいとの結論に達している。長くなっただ、以上をもって、「議会活性化にかかる中間報告②」、一部答申という形で、これを議長に対して答申をしたと考えているところである。本日、この報告を行った後に、議長に対して答申を行い、この件に関する質疑等については、次回の全員協議会において、皆さんからこの

資料に基づいて、答申に基づいてしていただければと考えているところである。以上説明をさせていただいた。

山下議長：只今、委員長から中間報告にということで、別紙もあって別紙1から9まで添えながら、丁寧に議論に至った部分の説明をいただいたところである。今日については、それぞれ皆さんもお手元に配付されたばかりであるので、これもう一度持ち帰り、しっかり見直しをしていただき、11月27日の臨時会が終わった後に、全員協議会が開かれるので、その際に、後段でこの案件についてのご意見を賜りたいと思う。そういった進め方をしたいと思うが、よろしいか。

(「よろしい」という声あり)

山下議長：それでは、今日、答申をいただくので、答申をいただいた後に、次回11月27日に協議を進めて参りたいと思う。そのほかに意見ないか。

(「なし」という声あり)

山下議長：なければ、この部分についてはそのようをお願いをする。

④「議会報告会と町民との意見交換会」について

山下議長：④番目として、議会報告会と町民との意見交換会、これについては先ほど議運委員長からも報告があったけれども、今年については、答申内容である議員定数、議員報酬等について実施をしたいと思う。そして、実施方法を開催期間、会場については改めて皆さんに周知をしたいと思う。この点についても、こういった意向でいるということで11月27日に議論をさせていただきたいと思う。④番目まで終了をさせていただく。

(3) その他

- ①今後の予定について
- ②令和7年人事院勧告に基づく手当の改定について
- ③令和8年度当初予算要求について
- ④その他

山下議長：その他の事項として、「今後の予定について」以下4項目ある。事務局から説明をお願いする。

事務局長(大尾 智)：それでは、今後の予定である。11月28日午前9時より、12月定例会に向けた一般質問の通告を受け付けする。毎回同じであるが、本文のほか、チラシ用の質問要旨についても同時に提出していただく。1項目につき40から50字としているので、必ず一緒に提出されるようお願いする。まとめの作業があるので、あと事務局が不慣れな点もあるのでご協力をよろしく願います。2点目である。令和7年度の人事院勧告に基づく手当等の改正についてである。先ほど、総務課長より、補正予算により人事院勧告による人件費等の補正があるとお話があったけれども、若干補足の説明をする。平成7年の人事院勧告に基づいて、期末手当が現行4.60か月から4.65か月に改定がされる。0.05か月プラスということになる。6月と12月、それぞれ各2.30か月の支給を2.325か月に改める内容である。ただ今年度については、6月に2.30か月の支給がされているために、12月は2.325ではなく、2.35か月の支給となり、来年からは6月と12月が同率の額となる。これは先ほど説明があったとおり、11月

27日の臨時会で条例改正案が出される場所である。それから3点目である。令和8年度の当初予算の要求等について若干ご説明したいと思う。実は、本日が当初予算の要求の締切日となっている。事務局のほうで、今要求書の最終のまとめをしたところだが、昨年タブレットとペーパーレスシステムの導入については、昨年も予算要求したが、昨年は、町長査定の段階で結局通らなかった。今年についても、今議運において導入しようという方向性は全く変わっていないので、iPadによるタブレット導入、それからペーパーレスシステムの導入をしていくということで、先日の総合総計のヒアリングでも、町長部局にお願いしているの、あとは予算査定の中で決めようということになっているので、同様に来年度予算計上を目指して要求していきたいと思っている。その他については、今年と同様の要求になるかなと思う。去年からやっている道外研修についても、昨年6名要求したので、次年度も6名の要求という形でやっていきたいと思っている。以上である。

山下議長：その他の3項目についてあった。これについては、特に確認する事項はあるか。

中島議員：8年度の当初予算の要求ということで話あったけど、タブレット云々という話、去年駄目だったら今年も…。来年に要求しても、今議会の内部で定数の削減とかやっているんだから、この1年間、それを前倒しでやる必要あるかどうか。だから、議員定数も減るのだから、改まった状態で要求すればいいのではないかなと。執行部が何と言うかわからないが。

事務局長：今、中島議員から議員定数も減るのだからとおっしゃったが、まだ結論が出ている段階ではないし…。方針としては、去年予算がつかなかったが、次期改選期からというような話も特にしてはいたわけではないので、議員定数と報酬の話は、そこはそちらで進めて、ここの部分は切り離してという形で進めていたので、ぜひこれは昨年来、議会としてはぜひやりたいということで進めているので。もし来年予算がついたとしても、すぐに使える状況にはならないような気がしている。タブレットの納期とかもあるし、入ったからすぐ使ってくださいということにもならないのしょうから、慣らし期間というのもあるので、できるだけ早くも物があつたほうがいいのかと思っているので、このまま、引き続き予算要求させていただいて、つくつかないかは本当に感触的にはよくわからない。なので、査定の中でどうなるかわからないが、要求としては、引き続き上げさせていただきたいと思っている。以上である。

山下議長：事務局からも今話あったけれども、予算がもしついたとしても、これは実際に稼働するまでといたらかなり時間が必要になってくる。スマホやパソコンみたくもらっですぐ使えるという状態ではないということを少し念頭に置いていただいて。

鈴木委員：予算折衝の中で、もしよろしければ、本議場に入ってすぐの階段のところの絨毯がめくれ上がっているのとか、全然私はいいのけどとは言いながら、神聖なる議会の場所なので、ああいうものの修繕も入れたほうがいいのかと。

事務局長：内部建物の修繕費な予算は、行政費の中でやっている。その点も含めて話はする。

鈴木議員：それと、絨毯もそうだし、テーブルや椅子、それぞれがもう結構がたついているので、少しずつ修繕していただくと。でも修繕と言っても、あのようなものを修正できるかといったら実はできない。かといって、今それやって、また来年議員定数を下げて給料上げてとなると、町民の意識は結構厳しい目があるから、直せるものを直していくという考え方で、私の席はまだいいが他のところは結構ぐらぐらしているところがある。

事務局長：今おっしゃったように、多分この庁舎できてから1度も備品類は変えてないはずである。ぐらついたりとか言っても、もう自前で結構直したり、議員の数が減っているので、調子が悪いものは使ってない座席を取り替えたりとかいろいろ工夫しながらやっているの、皆さん調子が悪かったらあまり我慢しないで言ってください。そういう対応の仕方はできると思うのでお願いします。

山下議長：そのほか、何かあるか。よろしいか。

(「なし」という声あり)

山下議長：そうしたら、修繕の関係も伝えるよう、よろしく願います。その他なければ、それでは、以上で全員協議会をすべて終了する。

【閉会 15：29】